

岩手県告示第406号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成24年6月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
寺田 尚弘	釜石市大渡町三丁目15番26号	釜石ファミリークリニック	釜石市大渡町三丁目15番26号	平成24年3月31日

2 訪問リハビリテーション

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
寺田 尚弘	釜石市大渡町三丁目15番26号	釜石ファミリークリニック	釜石市大渡町三丁目15番26号	平成24年3月31日

3 居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
寺田 尚弘	釜石市大渡町三丁目15番26号	釜石ファミリークリニック	釜石市大渡町三丁目15番26号	平成24年3月31日

4 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
寺田 尚弘	釜石市大渡町三丁目15番26号	釜石ファミリークリニック	釜石市大渡町三丁目15番26号	平成24年3月31日

5 介護予防訪問リハビリテーション

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
寺田 尚弘	釜石市大渡町三丁目15番26号	釜石ファミリークリニック	釜石市大渡町三丁目15番26号	平成24年3月31日

6 介護予防居宅療養管理指導

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
寺田 尚弘	釜石市大渡町三丁目15番26号	釜石ファミリークリニック	釜石市大渡町三丁目15番26号	平成24年3月31日